小 平 町 水 防 計 画

令和３年３月

小 平 町 防 災 会 議

目次

第１章　総則 1

第１節　目的 1
第２節　用語の定義 1
第３節　水防の責任等 2
第４節　町水防計画の作成及び変更 5
第５節　津波における留意事項 5
第６節　安全配慮 6

第２章　水防組織 7

第１節　町の水防組織 7
第２節　大規模氾濫減災協議会 7

第３章　重要水防箇所 9
第４章　予報及び警報 10

第１節　気象庁が行う予報及び警報 10

第５章　水位等の観測、通報及び公表 19

第１節　水位の観測、通報及び公表 19
第２節　雨量の観測及び通報 20

第６章　気象予報等の情報収集 22
第７章　ダム・樋門等の操作 24
第８章　通信連絡 25
第９章　水防施設及び輸送 26

第１節　水防倉庫及び水防資機材 26
第２節　輸送の確保 26

第10章　水防活動 27

第１節　水防配備 27
第２節　巡視及び警戒 28
第３節　水防作業 29
第４節　緊急通行 29
第５節　警戒区域の指定 30
第６節　避難のための立退き 30
第７節　決壊・漏水等の通報及びその後の措置 30

第８節　水防配備の解除 31

第11章　水防信号、水防標識等 32

第１節　水防信号 32
第２節　水防標識 33
第３節　身分証票 33

第12章　協力及び応援 34

第１節　河川管理者の協力及び援助 34
第２節　水防管理団体相互の応援及び相互協定 35
第３節　警察官の援助要求 35
第４節　自衛隊の派遣要請 35
第５節　国（旭川地方気象台等）との連携 36
第６節　企業（地元建設業等）との連携 36
第７節　住民、自主防災組織等との連携 36

第13章　費用負担と公用負担 37

第１節　費用負担 37
第２節　公用負担 37

第14章　水防報告等 39

第１節　水防記録 39
第２節　水防報告 39

第15章　水防訓練 41
第16章　浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 42
第17章　水防協力団体 43
資料 44

資料１　消防の組織及び消防職（団）員の配置 44
資料２　重要水防箇所 46
資料３　備蓄場所 47

様式 48

様式１　水防立入調査員証 48
様式２　水防活動委任証 49
様式３　公用負担権限委任証 50
様式４　公用負担命令票 51
様式５　水防報告様式例 52

様式６　水防活動実施報告書..... 53

第１章　総則

第１節　目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第４条の規定に基づき、北海道知事（以下、「知事」という。）から指定された指定水防管理団体である小平町（以下、「町」という。）が、同法第33条第１項の規定に基づき、町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、町の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第２節　用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

標記	説明
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第２条第２項）。
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第４条）。町は、法第４条に基づく指定水防管理団体に指定されている。
水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第２条第３項）。
消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第９条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第２条第４項）。
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第２条第５項）。
水防団	法第６条に規定する水防団をいう。
量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第２条第７項、法第10条第３項）。 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

標記	説明
水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第１項）。
水防団待機水位 （通報水位）	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第１項に規定される通報水位）をいう。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
氾濫注意水位 （警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第２項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
避難判断水位	市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。
洪水特別警戒水位	法第13条第１項及び第２項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。
高潮特別警戒水位	法第13条の３に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

第３節　水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

第１　水防管理団体（町）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第３条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

１　水防団の設置（法第５条）

２　水防団員等の公務災害補償（法第６条の２）
３　平常時における河川等の巡視（法第９条）
４　水位の通報（法第12条第１項）
５　避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の３）
６　予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
７　水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
８　緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第２項）
９　警戒区域の設定（法第21条）
10　警察官の援助の要求（法第22条）
11　他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
12　堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
13　公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第３項）
14　避難のための立退きの指示（法第29条）
15　水防訓練の実施（法第32条の２）
16　水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第１項及び第３項）
17　水防協力団体の指定・公示（法第36条）
18　水防協力団体に対する監督等（法第39条）
19　水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
20　水防従事者に対する災害補償（法第45条）
21　消防事務との調整（法第50条）

第２　北海道（以下、「道」という。）の責任

道内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第３条の６）。具体的には、主に次のような事務を行う。

１　指定水防管理団体の指定（法第４条）
２　水防計画の策定及び要旨の公表（法第７条第１項及び第７項）
３　水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の２、下水道法第23条の２）
４　道水防協議会の設置（法第８条第１項）
５　気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第３項）
６　洪水予報の発表及び通知（法第11条第１項、気象業務法第14条の２第３項）
７　量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
８　水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第２項及び第３項、第13条の２第１項並びに第13条の３）
９　洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の２）
10　洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の２及び第14条の３）
11　道大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
12　水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第１項、第３

項及び第４項）
13　水防信号の指定（法第20条）
14　避難のための立退きの指示（法第29条）
15　緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
16　水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
17　水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
18　水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

第３　国土交通省（北海道開発局留萌開発建設部）の責任

１　水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の２）
２　洪水予報の発表及び通知（法第10条第２項、気象業務法第14条の２第２項）
３　量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
４　水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第１項）
５　洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の４）
６　洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
７　大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の９）
８　水防警報の発表及び通知（法第16条第１項及び第２項）
９　重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
10　特定緊急水防活動（法第32条）
11　水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
12　北海道等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

第４　河川管理者の責任

１　水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

第５　気象庁（旭川地方気象台）の責任

１　気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第１項、気象業務法第14条の２第１項）
２　洪水予報の発表及び通知（法第10条第２項、法第11条第１項並びに気象業務法第14条の２第２項及び第３項）

第６　居住者等の義務

１　水防への従事（法第24条）
２　水防通信への協力（法第27条）

第７　水防協力団体の義務

１　決壊の通報（法第25条）
２　決壊後の処置（法第26条）

３　水防訓練の実施（法第32条の２）
４　津波避難訓練への参加（法第32条の３）
５　業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

第４節　町水防計画の作成及び変更

第１　町水防計画の作成及び変更

町は、毎年、道水防計画に応じて、水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。町水防計画を変更するときは、あらかじめ、小平町防災会議（以下、「町防災会議」という。）に諮るものとする。

また、町は、町水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

第２　大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する道大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」ついては、町水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

第５節　津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。

近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防従事者自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防従事者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防従事者自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第６節　安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防従事者自身の安全は確保しなければならない。

第１　配慮すべき事項

１　水防活動時にはライフジャケットを着用する。

２　水防活動時の安否確認を可能にするため、通常通信が不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

３　水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

４　指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防従事者を随時交代させる。

５　水防活動は原則として複数人で行う。

６　水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。

７　指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防従事者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

８　指揮者は水防従事者等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防従事者等へ周知し、共有しなければならない。

９　指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

10　津波浸水想定の区域内の水防従事者は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

11　出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料の配布と、安全確保のための研修の実施を検討する。

第２章　水防組織

第１節　町の水防組織

第１　町の水防組織

水防管理者は、洪水その他による水害の発生又は発生するおそれがあるとき、又は水防警報の通知を受け、必要があると認めたときは、小平町災害対策本部条例（昭和38年３月19日条例第11号）に定めるところにより、災害対策本部を設置し、水防に関する事務を処理する。

第２　災害対策本部の組織及び業務分担

災害対策本部の組織及び事務分担は、小平町地域防災計画（資料編）の資料１－３及び資料１－４を準用し、水防に関する事務を処理する。

第３　消防機関の組織及び消防団の管轄区域

消防機関及び消防団の管轄区域の組織は、資料１のとおりとする。

ただし、管轄区域以外の区域にあっても、消防長が必要と認め、指示したときは、直ちに出動し、水防活動に当たるものとする。

資料１　消防の組織及び消防職（団）員の配置

第２節　大規模氾濫減災協議会

町において法第10条第２項または第11条１項の規定による洪水予報河川、法第13条第１項または第２項の規定による水位周知河川が指定された場合は、大規模氾濫減災協議会を組織するものとする。

第１　大規模氾濫減災協議会

１　法第15条第９項の規定により、国土交通大臣は、第10条第２項又は第13条第１項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。

（１）国土交通大臣
（２）北海道知事
（３）当該河川の存する市町村の長
（４）当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
（５）当該河川の河川管理者
（６）当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長
（７）当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の国土交通大臣が必要と認める者

２　大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

３　大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

第２　北海道大規模氾濫減災協議会

１　法第15条第10項の規定により、北海道知事は、第11条第１項又は第13条第２項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「北海道大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。

（１）北海道知事
（２）当該河川の存する市町村の長
（３）当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
（４）当該河川の河川管理者
（５）当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長
（６）当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の北海道知事が必要と認める者

２　北海道大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、北海道大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

３　北海道大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、北海道大規模氾濫減災協議会が定める。

第３章　重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

道管理河川における重要水防箇所の設定箇所は、資料２のとおりである。

資料２　重要水防箇所

第４章　予報及び警報

第１節　気象庁が行う予報及び警報

第１　気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

旭川地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

１　注意報・警報

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

２　発表基準

（１）大雨注意報発表基準

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
留萌地方	留萌南部	小平町	7	86

【備考】
※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。
※土壌雨量指数基準は、１km四方ごとに設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は、町内における基準値の最低値を示している。

（２）大雨警報発表基準

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
留萌地方	留萌南部	小平町	13	137

【備考】
※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。
※土壌雨量指数基準は、１km四方ごとに設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は、町内における基準値の最低値を示している。

（３）洪水注意報発表基準

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準
留萌地方	留萌南部	小平町	小平藻川流域＝29.6 温寧川流域＝7.5	小平藻川流域＝（6，23.7） 温寧川流域＝（6，6）

【備考】

※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。

※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川の内市町村等の基準値は空欄としている。

※欄中、「○○川流域＝○○」は、「○○川流域の流域雨量指数○○以上」を意味する。

※欄中、「○○川流域＝（△△，○○）」は、「○○川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数○○以上」を意味する。

※「指定河川洪水予報による発表」の「○○川［△△］」は、「○○川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

（４）洪水警報発表基準

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準
留萌地方	留萌南部	小平町	小平藻川流域＝37.1 温寧川流域＝9.4	温寧川流域＝（9，8.4）

【備考】

※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。

※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川の内市町村等の基準値は空欄としている。

※欄中、「○○川流域＝○○」は、「○○川流域の流域雨量指数○○以上」を意味する。

※欄中、「○○川流域＝（△△，○○）」は、「○○川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数○○以上」を意味する。

※「指定河川洪水予報による発表」の「○○川［△△］」は、「○○川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

（５）大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報（常時10分ごとに更新）。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね１kmごとに５段階に色分けして示す情報（常時10分ごとに更新）。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分ごとに更新）。

（６）高潮注意報発表基準

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位基準
留萌地方	留萌南部	小平町	1.0m

【備考】

※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。

※潮位の基準面は、東京湾平均海面（TP）である。

※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“－”で示している。

（７）高潮警報発表基準

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位基準
留萌地方	留萌南部	小平町	1.3m

【備考】

※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。

※潮位の基準面は、東京湾平均海面（TP）である。

※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“－”で示している。

（８）大雨・高潮特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

（９）津波警報・注意報の種類

津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁が、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

ア　種類

大津波警報：津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合）

津 波 警 報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合）

津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、１ｍ以下の場合）

イ　発表される津波の高さ等

種類	予想される津波の高さ		
	高さの区分（発表基準）	数値での表現	巨大地震の場合の表現
大津波警報	10m～	10m超	巨大
	５ｍ～10m	10m	
	３ｍ～５ｍ	５ｍ	
津波警報	１ｍ～３ｍ	３ｍ	高い
津波注意報	20㎝～１ｍ	１ｍ	（表記しない）

（注）１　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、大津波警報、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

２　「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

ウ　大津波警報・津波警報・津波注意報発表基準

種類	基準
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下である場合
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上１ｍ以下である場合であって津波による災害のおそれがある場合

エ　津波情報

大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で

（注）３　津波警報等の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表する。なお、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが１ｍ以下のとき、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが20㎝未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。また、沖合の津波観測に関する情報では、沿岸からの距離が100㎞以内の観測点について沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが、大津波警報を発表している沿岸で３ｍ以下、津波警報を発表している沿岸で１ｍ以下のときは、沖合で観測された津波の高さを「観測中」、推定される沿岸での津波の高さを「推定中」と発表する。沿岸からの距離が100㎞を超える観測点について、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」とする。

オ　津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	内容
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
20cm未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも20cm未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(10) 気象庁が発表する特別警報（参考）

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

(11) 気象情報等の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

ア　警報級の可能性

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］・［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

イ　地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

ウ　台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

エ　記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される情報情報。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

第２　警報等の伝達経路及び手段

１　洪水等の場合

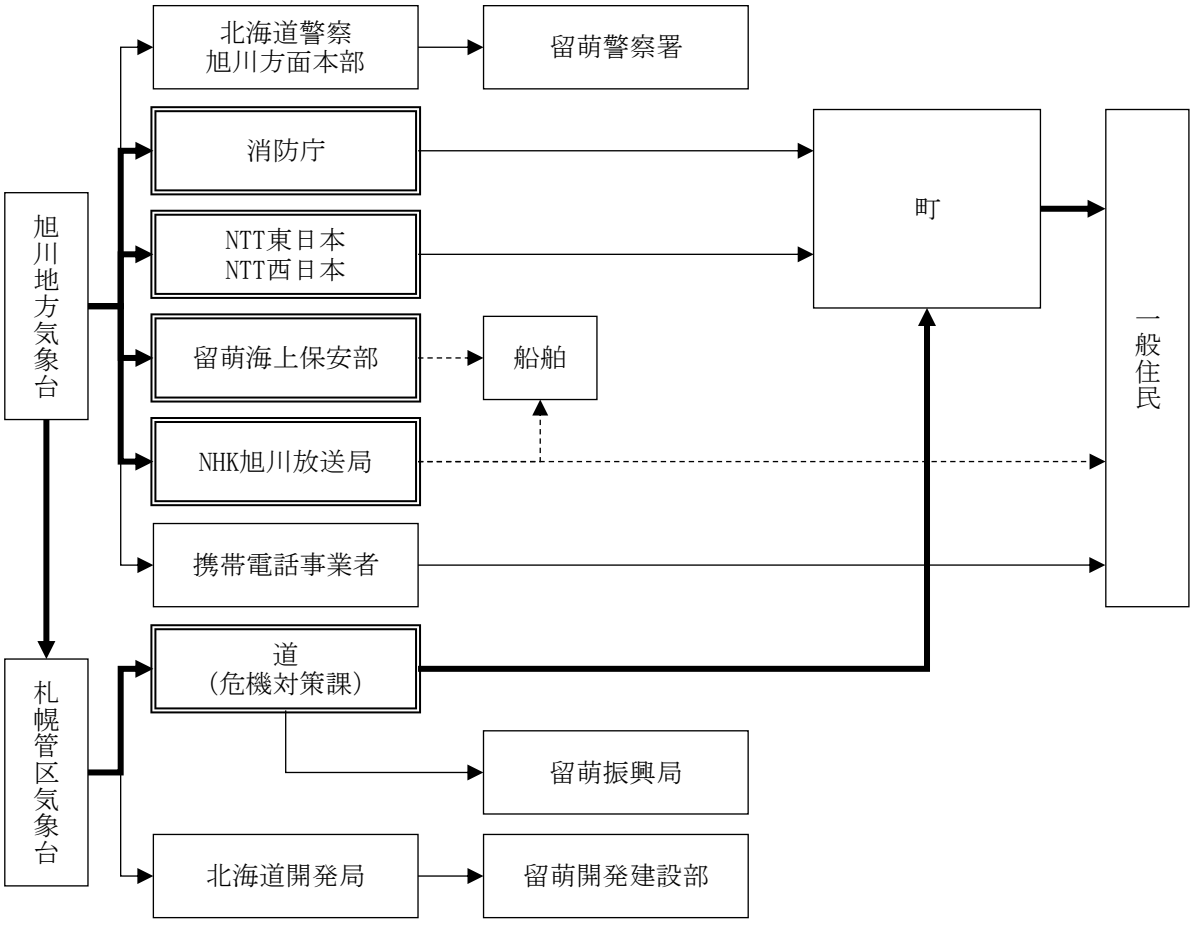

（二重線）で囲まれている機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先

（太線）は、特別警報が発表された際の気象業務法第15条の２の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達

（点線）は、放送・無線

・緊急速報メールは気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

２　津波の場合

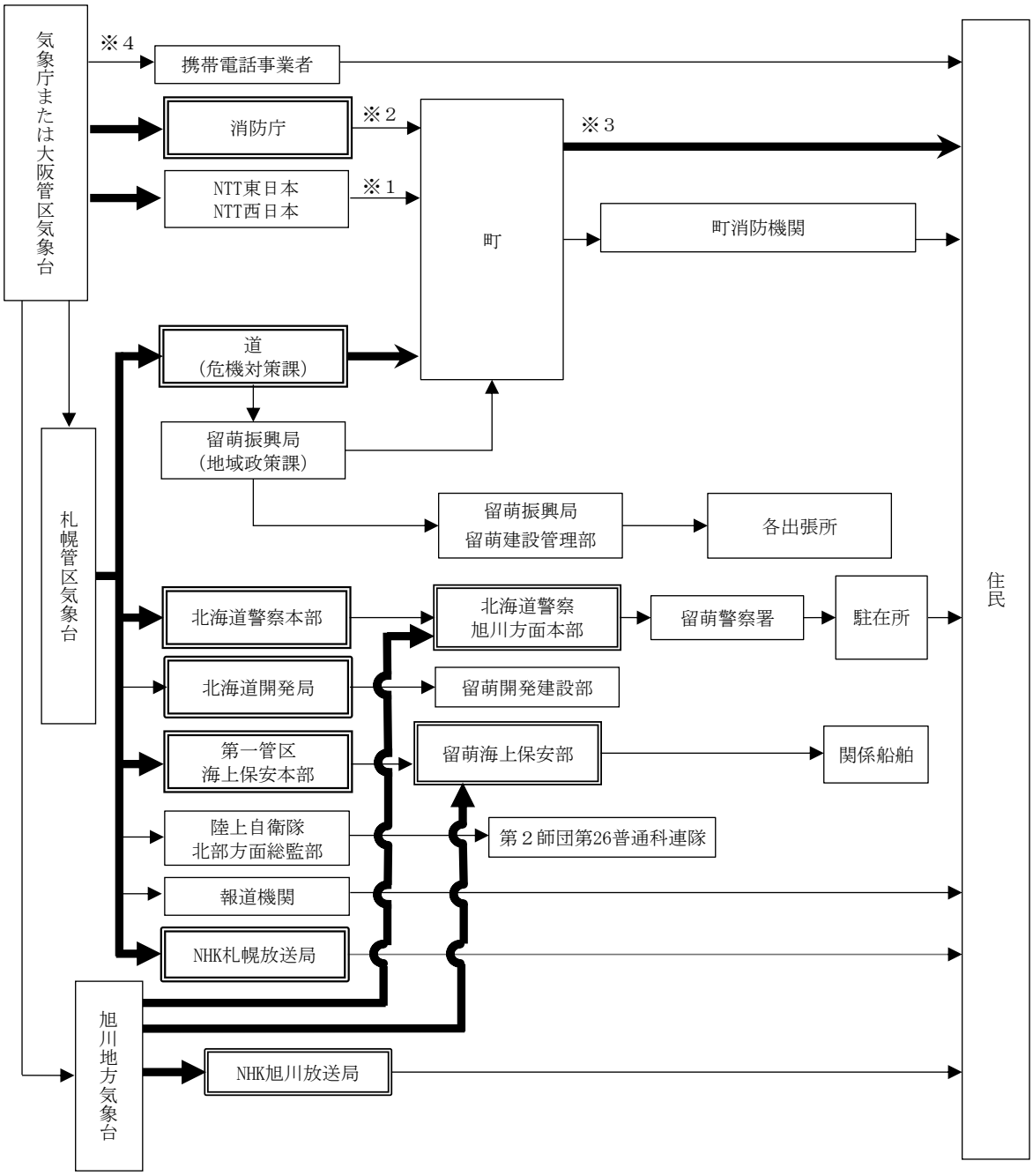

（二重線）で囲まれている機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先

※１　津波警報と大津波警報（特別警報）の発表と解除のみ通報

※２　J-ALERTによる伝達

※３　特別警報は一般住民に対しスピーカーによる放送、広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達等の周知の措置をとる

※４　緊急速報メールは大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

➡（太線）は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達

第５章　水位等の観測、通報及び公表

第１節　水位の観測、通報及び公表

第１　水位観測所

町内及び町が関係する道所管の水位観測所は、以下のとおりである。

観測所名	水系名	河川名	位置	水防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）	計画高水位（m）
沖内	小平藁川	小平藁川	小平町字平和	－	－	－	－	－
温寧川	温寧川	温寧川	小平町字鬼鹿田代108－１	2.20	2.87	－	3.73	3.73

第２　水位の通報

１　水位の通報

観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超える場合、その水位は国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載されるため、町は、随時情報の把握を行う。

２　障害時の水位の通報

観測所の水位が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由によって上記ホームページに観測値を掲載できないときは、第４に記載の水位等通報系統図により、町への通報がなされる。

通報は、電話又は防災行政無線により行うものとし、これにより難いときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

（１）水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
（２）氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
（３）氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時。
（４）氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。
（５）水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
（６）上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

第３　潮位の通報

北海道開発局及び気象官署は、水防管理者（町長）又は知事から、潮位等の観測結果の照会を受けたときは通報するものとする。

第４　水位等通報系統図

道の水位等通報系統図は、次のとおりである。

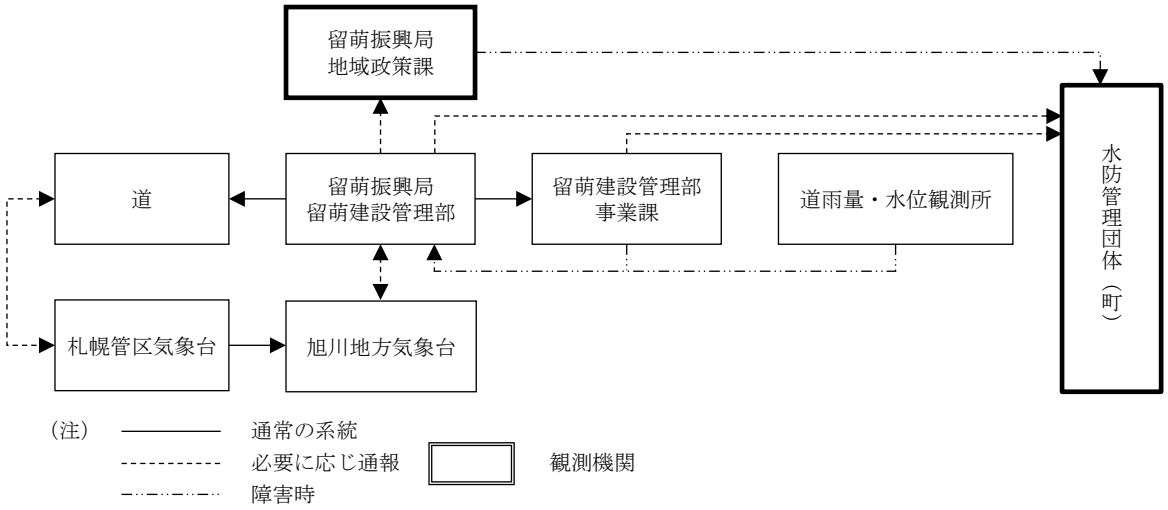

第５　水位の公表

道は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表を行うため、町は、随時確認を行う。

情報システムによる河川水位の観測情報は、最短10分ごとに速報値として更新されている。

法第12条第２項の規定により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの公表は、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行われる。

第６　欠測時の措置

道は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し、早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知することとする。

第２節　雨量の観測及び通報

第１　雨量観測所

町内及び町が関係する道所管の水位観測所は、以下のとおりである。

１　道所管

観測所名	水系名	河川名	位置
小平ダム	小平藥川	小平藥川	小平町字滝下372
川上	小平藥川	小平藥川	小平町字川上
上記念別	小平藥川	小平藥川	小平町字上記念別達布事業区104林班い小林班
田代	温寧川	温寧川	小平町字鬼鹿田代507番２河川敷

２　気象庁所管

観測所名	水系名	河川名	位置
達布（気象）	小平藥川	その他	小平町達布

第２　雨量の通報

１　雨量の通報

観測所の雨量は、国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載され、これにより町への通報がなされる。

２　障害時の雨量の通報

観測所の雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、本章第１節第４「水位等通報系統図」に沿って町へ通報される。

通報は電話又は防災行政無線により行い、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

（１）降雨開始から24時間以内に60㎜以上の降雨があったとき。

（２）１時間雨量が25㎜（融雪期10㎜）に達したとき。

第６章　気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

第１　気象情報

１　気象庁

（１）気象警報・注意報

http://www.jma.go.jp/jp/warn/

（２）アメダス

http://www.jma.go.jp/jp/amedas/

（３）レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻）

http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/

（４）高解像度降水ナウキャスト

https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/

（５）洪水警報の危険度分布

https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html

（６）大雨警報（浸水害）の危険度分布

https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html

第２　雨量・河川水位

１　国土交通省

（１）川の防災情報

【PC版】http://www.river.go.jp/

【スマートフォン版】http://river.go.jp/s/

【携帯版】http://i.river.go.jp/

第３　潮位・波高

１　国土交通省

（１）海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）

【PC版】http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/

【スマートフォン・携帯版】http:// nowphas.mlit.go.jp

２　国土交通省防災情報提供センター

（１）潮位情報リンク

http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html

３　気象庁

（１）潮位観測情報

http://www.jma.go.jp/jp/choi/

（２）海洋の健康診断表・波浪に関するデータ

http://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html

第４　道

（１）北海道防災情報

https://www.bousai-hokkaido.jp/

第７章　ダム・樋門等の操作

第１　操作の連絡

ダム及び樋門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行う。

町は、ダム・樋門等の管理者から、操作状況について連絡を受けた場合には、内水氾濫の発生に備え、早めの水防活動を実施する。

第２　ダム情報系統図

小平ダムの情報系統図は、以下のとおりである。

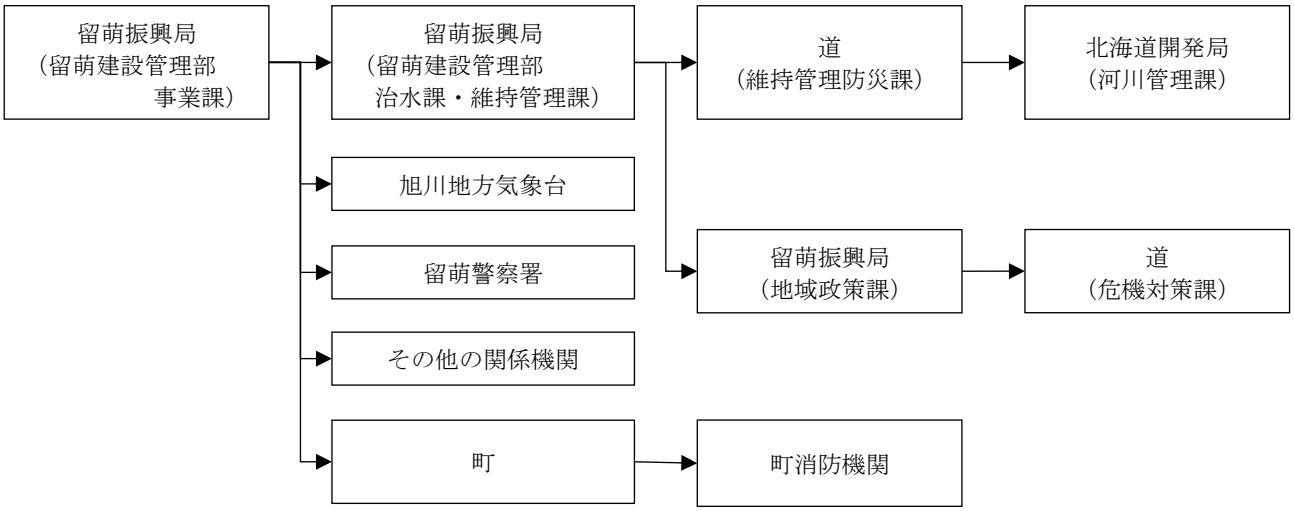

第３　樋門等の操作

１　河川区間の樋門等（洪水）

樋門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

樋門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

２　操作の連絡

樋門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、水門等の操作についての情報を必要に応じて関係機関に迅速に連絡するものとする。

３　連絡系統

連絡系統については各施設の操作規則等に基づき連絡するものとする。

第８章　通信連絡

第１　水防通信網の確保

１　通信連絡施設等の整備強化

水防管理団体（町）は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

２　水防管理団体（町）の通信施設

水防管理団体（町）は、迅速な通信連絡を図るとともに電話不通時に備えて対策を講じておくものとする。

３　連絡責任者

水防管理団体（町）及び水防に関係のある機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係のある水防管理団体及び関係機関に通知しておくものとする。

第２　「災害時優先通信」の利用

１　災害時優先通信の取り扱い

災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には約90％以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。

これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第２項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第８条第１項に基づき災害時優先通信を利用することができる。

２　災害時優先通信の申込方

利用にあたっては、電気通信事業者（各電話会社等）へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

第３　電気通信設備の優先利用等

法第27条第２項の規定により、水防管理者（町長）、北海道開発局長、知事、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は次に掲げる専用通信施設を使用することができる。

１　北海道総合行政情報ネットワーク
２　北海道警察本部通信施設
３　北海道電力株式会社通信施設
４　北海道開発局通信施設
５　第一管区海上保安本部通信施設
６　自衛隊通信施設

第９章　水防施設及び輸送

第１節　水防倉庫及び水防資機材

第１　町の水防倉庫及び水防資機材

町内の水防倉庫及び水防資機材は、資料３のとおりである。

なお、水防資機材については、町が保有するもののほか、必要に応じて民間から調達するものとする。

資料３　備蓄場所

第２　道の水防資器材

水防管理者（町長）は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、水防活動に必要な水防資機材に不足が生じ、他に調達の方法がないときは、国、北海道が保有する防災資機材から借用、払い出しを申請することができる。

第２節　輸送の確保

第１　水防管理者（町長）の措置

水防管理者（町長）は、水防資機材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

第２　輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、町防災計画（一般災害対策編）第５章第14節「輸送計画」に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

第10章　水防活動

第１節　水防配備

第１　町の非常配備

町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。

なお、非常配備については、町防災計画（一般災害対策編）第３章第１節第２の６「職員の動員配備」に基づく非常配備体制により処理する。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならないことに留意するものとする。

第２　消防機関の非常配備

水防管理者（町長）は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	水防従事者の連絡員を本部に詰めさせ、その後の情勢を把握することに努め、また、水防従事者は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	１．河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき ２．気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	水防従事者の長は、所定の詰所に集合し、資機材及び器具の整備点検、水防従事者の配備計画に当たり、ダム、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への派遣、堤防巡視等のため、一部を出動させる
出動	１．河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき ２．潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき	水防従事者の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	水防管理者（町長）が解除の指令をしたとき	

第２節　巡視及び警戒

第１　河川等の巡視（平常時）

法第９条の規定により、水防管理者（町長）、消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時町内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者（町長）に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者（町長）に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防従事者等が立会又は共同で行うことが望ましい。

第２　非常警戒（出水時）

１　洪水

水防管理者（町長）、消防機関等の長は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に対し、通知するとともに、要水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに留萌振興局長及び河川管理者に報告するとともに、速やかに水防作業を実施しなければならない。

監視に当たり、特に注意すべき事項は次のとおりである。

（１）堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
（２）堤防の上端の亀裂又は沈下
（３）川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
（４）居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
（５）排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
（６）橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状
（７）ため池については、次の事項に注意するものとする。
　ア　堤体の漏水、亀裂及び法崩れ
　イ　樋管の漏水による亀裂及び法崩れ
　ウ　取水施設、余水吐、放水路等の状態
　エ　流入水及び浮遊物の状況
　オ　周辺の地すべり等の崩落状況

２　高潮

水防管理者等は、道から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇

所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、留萌振興局長及び海岸等の管理者に連絡するものとする。

（１）堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
（２）堤防の上端の亀裂又は沈下
（３）海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
（４）居住地側堤防斜面の漏水又は飽水のよる亀裂及び欠け崩れ
（５）樋門等の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
（６）橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第３節　水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防従事者は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防従事者が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

第４節　緊急通行

第１　緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防機関に属する者並びに水防管理者（町長）から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

第２　損失補償

町は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第５節　警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第６節　避難のための立退き

１　洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（町長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、留萌警察署長にその旨を通知するものとする。

２　水防管理者（町長）は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を留萌振興局長に速やかに報告するものとする。

３　水防管理者（町長）は、留萌警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

第７節　決壊・漏水等の通報及びその後の措置

第１　決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者（町長）、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には町長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

第２　決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、次のとおりである。

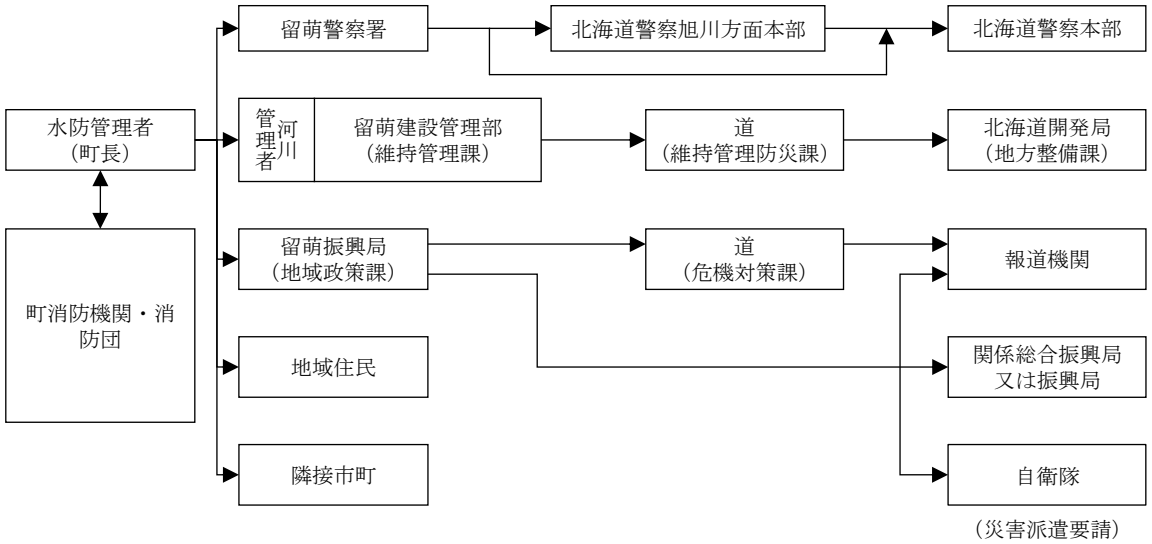

（注）消防機関の長は、水防管理者（町長）が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は、上記通報図に準じ、通報を行うものとする。

第３　決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者（町長)、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第８節　水防配備の解除

第１　水防管理団体（町）の非常配備の解除

水防管理者（町長）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、留萌振興局を通じ北海道水防本部に報告するものとする。

第11章　水防信号、水防標識等

第１節　水防信号

法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。
第１信号　氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
第２信号　消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第３信号　水防管理団体（町）の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第４信号　必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第１信号	○休止　○休止　○休止	約 ５秒　15秒　５秒　15秒　５秒　15秒 ○ － 休止 － ○ － 休止 － ○ － 休止
第２信号	○－○－○　○－○－○	約 ５秒　６秒　５秒　６秒　５秒　６秒 ○ －休止 － ○ －休止 － ○ －休止
第３信号	○－○－○－○　○－○－○－○	約 10秒　５秒　10秒　５秒　10秒　５秒 ○ － 休止 － ○ － 休止 － ○ － 休止
第４信号	乱打	約 １分　５秒　１分 ○ －休止 － ○ －

備考　１　信号は適宜の時間継続すること。
　　２　必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
　　３　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第２節　水防標識

法第18条の規定により、知事の定める水防のために出動する車両、舟艇等の標識は次のとおりである。

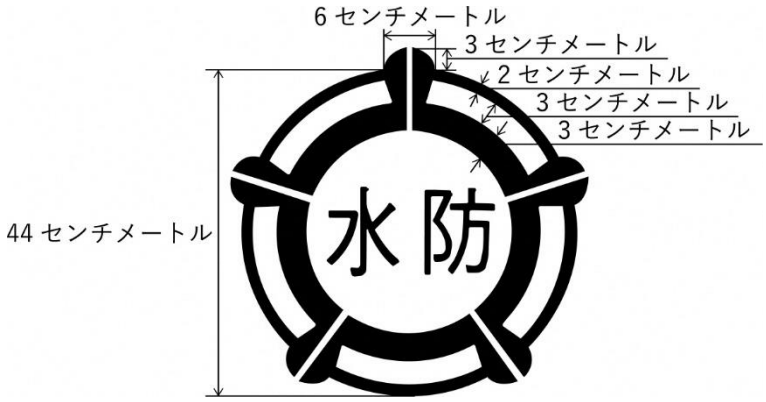

第３節　身分証票

法第49条第１項及び第２項の規定により、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、道の職員の身分証票に準じ、水防管理者（町長）が定めるものとする。

様式１　水防立入調査員証

第12章　協力及び応援

第１節　河川管理者の協力及び援助

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体（町）が行う水防のための活動への協力及び水防管理者（町長）が行う浸水被害軽減地区の指定等に係る援助を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞

（１）水防管理団体（町）に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供

（２）水防管理団体（町）に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者（町長）等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示

（３）堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知

（４）重要水防箇所の合同点検の実施

（５）水防管理団体（町）が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

（６）水防管理団体（町）及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供

（７）水防管理団体（町）及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

＜河川管理者の援助が必要な事項＞

（１）水防管理者（町長）に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供

（２）水防管理者（町長）に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言

（３）町長に対して、過去の浸水情報の提供や、町長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言

（４）水防管理者（町長）が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第２節　水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

また、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

第３節　警察官の援助要求

水防管理者（町長）は、水防のため必要があると認めるときは、留萌警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ留萌警察署長と協議しておくものとする。

第４節　自衛隊の派遣要請

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第１項の規定により、水防管理者（町長）は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、町防災計画（一般災害対策編）第５章第６節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、知事（留萌振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

１　災害の状況及び派遣要請を要求する事由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域及び活動内容

４　派遣部隊が展開できる場所

５　派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者（町長）が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第５節　国（旭川地方気象台等）との連携

第１　水防連絡会

町は、道や留萌開発建設部が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

第２　ホットライン

町は、気象状況については旭川地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第６節　企業（地元建設業等）との連携

町は、出水時の水防活動に際し、水防活動等の委任、資機材の提供等に関し、地元の建設業等と協定を締結する等、企業との連携強化に努めるものとする。

また、水防管理者（町長）より水防活動の委任を受けた民間事業者等は、水防活動委任証（様式２）を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

様式２　水防活動委任証

第７節　住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第13章　費用負担と公用負担

第１節　費用負担

第１　費用負担

法第41条の規定により、水防管理団体の水防に要する費用は、水防管理団体が負担するものとする。

法第23条第３項及び第４項の規定により、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

第２　利益を受ける市町村の費用負担

法第42条第１項、第２項及び第３項の規定により、水防管理団体の水防によって、水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあっせんを申請することができる。

第２節　公用負担

第１　公用負担

法第28条第１項、第２項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長)、又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。また、水防管理者（町長）から委任を受けた者も水防の現場において、同様の権限を行使することができる。

なお、水防管理団体（町）は法第28条第３項の規程により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

１　必要な土地の一時使用
２　土石その他の資材の使用若しくは収用
３　車両その他の運搬用機器の使用
４　排水用機器の使用
５　工作物その他の障害物の処分

第２　公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者（町長）、又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、様式３に定める公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

様式３　公用負担権限委任証

第３　公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、様式４に定める公用負担命令票を２通作成し、その１通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

様式４　公用負担命令票

第４　損失補償

法第28条第２項の規定により、水防管理団体（町）は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第14章　水防報告等

第１節　水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者（町長）は、次の記録を作成し、保管するものとする。

１　天候の状況並びに警戒中の水位観測表
２　水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
３　警戒出動及び解散命令の時刻
４　消防機関に属する者の出動時刻及び人員
５　水防作業の状況
６　堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
７　使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
８　法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
９　応援の状況
10　居住者出勤の状況
11　警察関係の援助の状況
12　現場指導の官公署氏名
13　立退きの状況及びそれを指示した理由
14　水防関係者の死傷
15　殊勲者及びその功績
16　殊勲水防団とその功績
17　今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体（町）の所見

第２節　水防報告

第１　水防報告

水防管理者（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかに留萌振興局長に報告する。

１　消防機関を出動させたとき
２　他の水防管理団体に応援を求めたとき
３　その他報告を必要と認める事態が発生したとき

様式５　水防報告様式例

第２　水防活動実施報告

水防管理者（町長）は、水防活動が終結したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書を作成の上、所定の期日までに留萌振興局長に報告する。

【調査対象期間】１月～５月、６月～７月、８月～９月、10月～12月

様式６　水防活動実施報告書

第15章　水防訓練

法第32条の２の規定により、水防管理者は災害に関しての訓練を実施し、災害活動に従事する者の技術向上を図るものとする。

第16章　浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第１　津波ハザードマップ等の配布等

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第55条の規定により、津波災害警戒区域をその区域に含む町にあっては、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、インターネットを利用した提供その他の適切な方法により、各世帯に提供するものとする。

第２　住民への周知

町は、津波ハザードマップ等に記載した事項を、ホームページへの掲載その他適切な方法により、住民が提供を受けることができる状態にしておくものとする。

第17章　水防協力団体

第１　水防協力団体の指定

法第36条第１項の規定により、水防管理者（町長）は、法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる

法第36条第２項の規定により、水防管理者（町長）は、水防協力団体を指定したときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

第２　水防協力団体の業務

法第37条の規定により、水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

１　水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
２　水防に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供すること。
３　水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
４　水防に関する調査研究を行うこと。
５　水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
６　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第３　消防機関等との連携

法第38条の規定により、水防協力団体は、水防を行う消防機関との密接な連携の下に上記第２に掲げる業務を行うものとする。

資料

資料１　消防の組織及び消防職（団）員の配置

１　留萌消防組合

（令和２年７月現在）

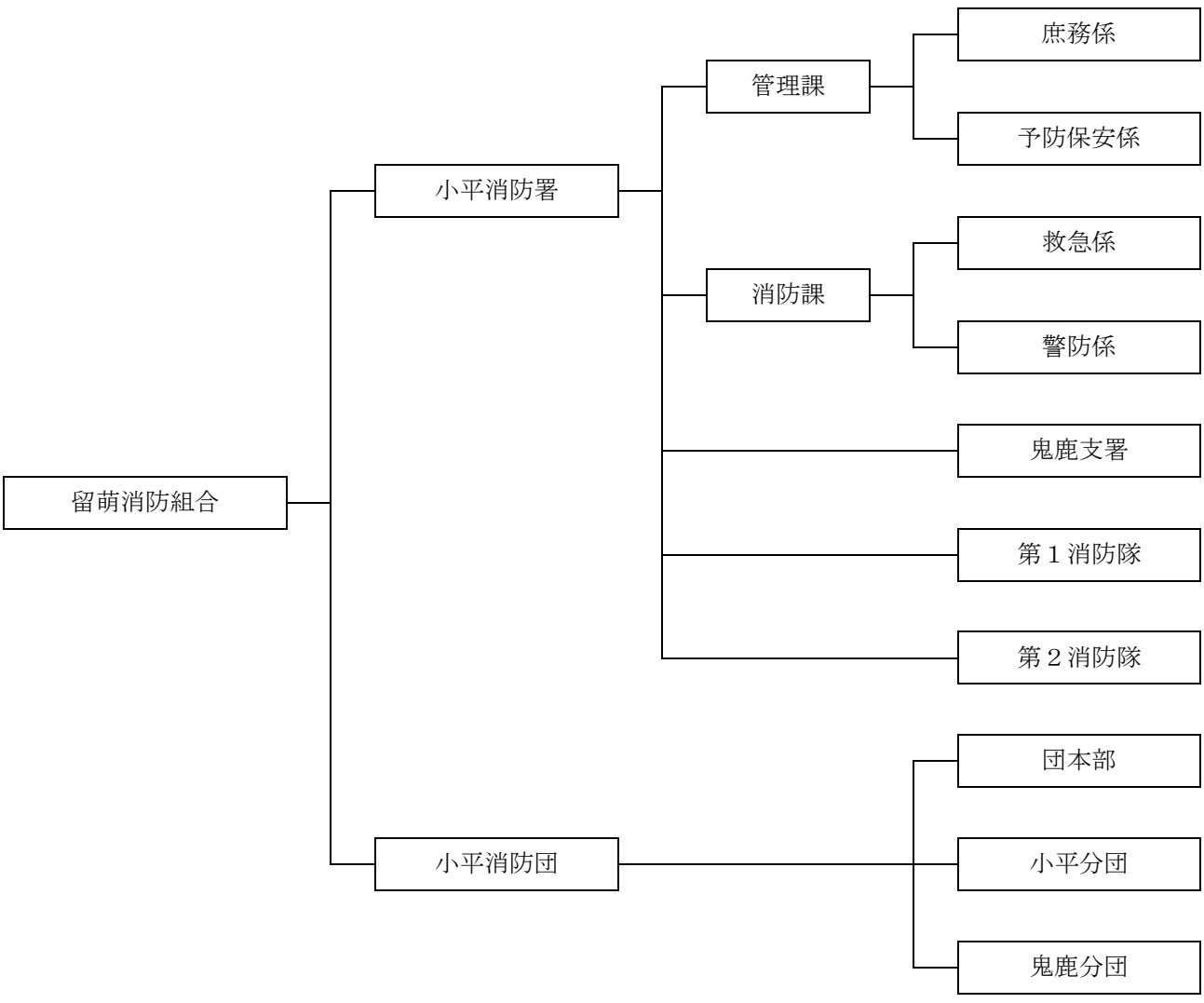

２　消防職員の配置

（令和２年７月現在）

	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	計
小平消防署	0	4	5	6	0	4	19

３　消防団員の配置と管轄区域

（令和２年７月現在）

区分 / 団・分団名		定員	管轄区域
団本部		３人	小平町の全域
小平分団	小平班	75人	小平町、花岡、大椴
	臼谷班		臼谷、豊平
	本郷班		本郷、富里、平和、沖内、桑園、菊岡、豊岡、岐富
	達布班		達布、滝下、川上
	寧楽班		寧楽、住吉
鬼鹿分団		27人	富岡、秀浦、広富、港町、田代、元浜、千松、豊浜
合計		105人	

資料２　重要水防箇所

留萌建設管理部（知事管理区間）

No.	水系名	河川名	市町村名	右・左岸	起点位置（km）			終点位置（km）			重要水防区域延長（km）	重要度	築堤有・無	備考
					地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
5	小平藻川	小平藻川	小平町	左岸	本郷	（町）平和橋から2.20km下流	4.50	本郷	（町）平和橋から1.55km下流	5.15	0.65	B	有	樋門
6	小平藻川	小平藻川	小平町	左岸	住吉	（町）中欧橋から0.40km下流	19.20	住吉	（町）中欧橋から0.60km下流	19.40	0.20	B	有	
7	小平藻川	小平藻川	小平町	右岸	富里	（町）平和橋から1.90km下流	4.80	富里	（町）平和橋から1.65km下流	5.05	0.25	B	有	樋門
8	小平藻川	小平藻川	小平町	右岸	富里	（町）平和橋から0.75km下流	7.45	平和	（町）平和橋から1.30km下流	8.00	0.55	B	有	樋門
9	温寧川	温寧川	小平町	右岸	鬼鹿港町	河口から0.32km上流	0.32	鬼鹿港町	河口から0.50km上流	0.50	0.18	B	有	樋門

出典：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/jyuuyousuibou-06rumoi.pdf（令和２年７月15日閲覧）

資料３　備蓄場所

No,	施設名	住所	主な備蓄物資					
			食糧関係	飲料水関係	発電機	土のう関係	マスク・消毒液	ベッド・パーテーション
1	防災用資材庫	小平町字小平町198	○	○	○	○	○	○
2	消防小平支署	小平町字小平町397－９				○		
3	小平中学校	小平町字小平町401－７	○	○				
4	小平町役場鬼鹿支所	小平町字鬼鹿港町125－１	○	○	○		○	○
5	消防鬼鹿支署	小平町字鬼鹿港町25－138			○	○		
6	小平高等養護学校	小平町字鬼鹿田代577－２	○	○				
7	達布活性化センター	小平町字達布310	○	○				
8	消防達布支署	小平町字達布374－４			○	○		

様式

様式１　水防立入調査員証

（表）

水防立入調査員証

所属
職
氏名

年　　月　　日

水防管理者　　印

（裏）

注　意

１　本書は、他人に貸与し、若しくは贈与し、又は勝手に訂正しないこと。
２　本書は、身分を失ったときは直ちに発行者に返還すること。
３　本書は、水防法第49条第２項による立入票である。

縦９センチメートル　横６センチメートル

様式２　水防活動委任証

第　　号

水防活動委任証

名　称　　○○○○
住　所　　小平町字○○

上記の者は、水防活動の委任を受けた者であり、水防法第19条第１項の規定により、緊急通行及び水防法第28条第２項の規定により公用負担を行うことができる者であることを証する。

年　　月　　日

水防管理者
氏　　名　　印

（表面）

（１）本証は、水防管理者（町長）から水防活動の委任を受けた者であることの身分証明書である。
（２）本証の身分に変更があった時は、速やかに訂正を受けること。
（３）本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

（裏面）

様式３　公用負担権限委任証

第　　号

公用負担権限委任証

住　所
職　名
氏　名

上記の者に　　区域における水防法第28条第２項の権限行使について委任したことを証明します。

年　　月　　日

委任者　氏名　　印

（縦　９㎝　横　６㎝）

様式４　公用負担命令票

第　　号

公　用　負　担　命　令　票

住　所
氏　名

水防法第28条第１項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。

１　目的物
（１）所在地
（２）名　称
（３）種　類（又は内容）
（４）数　量
２　負担内容
（使用・収容・処分等について詳記すること）

年　　月　　日

命令者　　職　　氏名　　印

（日本産業規格A4版）

様式５　水防報告様式例

〇〇年台風〇〇号における水防活動
（〇〇町消防団・〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇日）

〇概要

〇〇町消防団は、〇〇年〇〇月〇〇日、台風〇〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇〇部隊〇〇名が出動。町内では、１時間雨量100㎜を超える豪雨により河川が増水。各地で得越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い、人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
８／〇～８／〇 約12時間	〇名	・土のう積み（300袋） ・避難誘導（20世帯） ・排水作業（３件）

水防活動
または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
堤防巡視

水防活動
または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
積み土のう工

水防活動
または
被害状況写真

〇〇川右岸（〇〇地先）
月の輪工

水防活動
または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

様式６　水防活動実施報告書

水 防 活 動 実 施 報 告 書

自　　年　　月
至　　年　　月

（　　市町村）

区　　分	水防活動	使用資材費			備考
	活動延 人　員	主要資材 （円）	その他の資材 （円）	計 （円）	
水防管理団体分 前　回　迄					
月　分					
累　　計					

（作成要領）

１　「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。

２　「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。

３　「その他の資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。